

別表２－１ 公益的機能別施業森林における施業の方法

【一般民有林】					
区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における主な実施基準〔参考〕（注 １）
		林班	小班	(ha)	
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	5	25、30、31、48、50、54	11.24	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		8	27～29、31	44.00	
		10	35、39～43、45、46、51、52、62、64、65、69、74、 100、103	81.64	
		11	58	13.04	
		12	1、2、25、51、52、58、60、103、105、107	17.02	
		13	4、24～27、37～39、42～44、62、63、77～79、84	56.35	
		14	65、67～69、81、117、118	25.48	
		15	2、44～47、50、54、56、58～60、85、91	45.75	
		16	全域	148.96	
		17	全域	143.71	
		18	全域	151.84	
		19	全域	166.03	
		20	全域	92.08	
		21	全域	186.92	
		22	全域	178	
		23	全域	202.58	
		24	1～5、7～12、14、15、17～19、21、23～27、64、67～ 70	167.94	
		33	72、120～122	27.28	
		34	全域	47.5	
		35	63～66、69	7.6	
		37	13～15、38、39、42、52、53、58、63、66、72、78、 80、82、83、85、87、92～94、99～103、105、121～ 124、131、133、146、149、151～153、155、167、 168、172、175、200～210、401～407、409、410、412	79.12	
		38	9、11～14、20、22、27、30、32～34、42～47、49～ 51、57、59、62、63、73、76～79、161、162、170、 401、402	77.64	
		40	1、7、8、18、21、22、24、35、40、41、48、54、65、 66、68、69、75、76、81、83、97、108、110、112、 114、115、117、118、123、127、129～131、134、 137、139、143、147、150、152、155～157、161、163 ～167、169～171、175、179、189、191、195、197、 202、208、211、222、223、225、233、234、260、270 ～275、277、278、304、305、401～403、405、406、 409	63.92	
		41	26、43、54、62、68、70、71、88～96、99～103、105、 106、108、109、117、119、123、126、138～140、 147、150、154、161、163、165、166、169、170、 182、184～186、201、218、219、221～223、401～406	42.88	
		42	1～3、5、6、20～22、24、30、32～34、36、39、42、 56、63～66、70、73、94、99～102、107、113、114、 124、126、129、130、144、146、171、180、401～ 406、408、409	35.36	
		45	全域	5.32	
		49	6、8～10、12～15、19～21、24、25、27、28、35、36、 40～42、44、46、47、53、55、56、69、76～79、81、 82、84、85、87、108、109、115、117、118、120、 121、123、124、126、127、136、140～143、145～ 149、151、156、158、159、161、168、175～180、 182、184～193、211、217、220、221、225～228	82.30	
		53	1、3～15、18～24、26、27、29～37、39、42～57、61～ 65、67～76、78～100、102～108、114、116、119、 120、123、126～130、132～135、137～143、145～ 148、150～152、154、155、157～159、162、165～ 176、178、182～184、186～188、190～193、195、199 ～201、203～211、214～231、234、236～238	107.47	
		55	7、42、82、94、100、101、104、114、115、167、 187、216、219	14.02	
		56	79、80、82、86、89、92、180、201、296、299	15.93	
		57	363	0.12	

			65	239、240	4.96	
			66	1～3、6、7、9～12、14、19、25、30、57～59、65、79、85、101、105、129、130、132、134～136、138、143～145、147、148、151～153、160～162、165、169～171、177、178、180、181、188、193、195～197、199、223～225、271	53.05	
			73	118、120、124、135、181	9.92	
			77	38、39、63、64、73、104、108	7.55	
			81	13、21、54～57、83、88、89、104、146、147、149、153	12.59	
			82	8、100	2.44	
			85	全域	29.79	
			93	全域	2.72	
			94	37、43、59、63	5.44	
			98	全域	61.38	
			102	全域	26.6	
			103	全域	30.45	
			105	全域	67.02	
			107	7、8、13～15、25、26、29～32、34～43、45、46、48、52、66、92、94、97、110、119、135、136、138、140、141、200	34.16	
			110	全域	33.7	
			111	全域	24.6	
			112	37、50	6.4	
			合計		2751.81	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）		62	6、11、15、16、18、19、24、25、47、137、144、145、167、173、174、176、179、196、197、200	19.43	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
			65	164、167、184、186、225、289	2.07	
			71	1～4、6、7、9～17、22～26、28～31、34、35、37～40、42、45、48、51～55、58～69、71～78、89～91、93、95～99、118、124、126、152、153、157、158、160、165、166、168、170、171、177～179、181、184、189、191、195～197、202、204～207、212～219、222、223、226、230、234、237、243～245、253、257、259、265、276、281～283、292、294～296、299～301、310、316～318、321～325	127.24	
			合計		148.74	
			合計		148.74	
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施策を推進すべき森林（注3）		1	全域	18.42	
			2	全域	4.93	
			3	6～8、11、13、19、27、29、30、32、42～45、63～65、67～72、75	9.78	
			9	54～57	0.68	
			11	8、74、95、96	1.32	
			12	80	0.36	
			14	1、34、35、110	1.84	
			24	16、20	0.81	
			26	3、18、26、28、71、78、79、91、112、113、116	4.96	
			27	101、102	0.44	
			31	100、102、103、105	1.64	
			35	14、24、40、48	1.32	
			36	97、99、190、191、198、209	2.12	
			47	1、2、4、11～13、16～18、22、24、40、45～48、50、61、64～67、69、72、73	20.45	
			48	2、11、14、15、22、23、30、31、34～40、42～44、52～56、59～62、65、66、68、77、78、84、87、93～95、97～99、102、107～111、116、119	53.59	
			49	1～4、7、11、92、93、95、107、110、114、125、128、162～164、196～210、212～216	24.69	
			52	1、4～11、13、14、16、19、20、23～29、31、33、34、36、37、46～49、53～65、67～70、72、74～77、79、81、82、88、89、92～97、101、103～120、123、125～127、129～133、135～139、141、143～150	65.63	
			54	1～6、8～10、12～14、17～21、23～25、28、29、31、33、34、36～42、44、46～48、50～55、57～60、62、64～67、69～71、73～78、80、82、84～90、92、93、95～99、101～105、107～110、112～119、121～128、135	46.27	

		55	2、3、5、6、9～37、39～41、43～54、58～68、70～73、76～80、84、86、87、89～92、95～97、105、107～113、116～123、125～127、129、133～141、143、147～153、156～166、169～186、189、191～193、195、198、201、217、218、220～223	107.83	
		56	2～18、20、21、23～28、32～34、37、39～41、43～49、51、53～56、58～61、63～65、67、68、70～72、74～78、81、83～85、87、88、90、91、93～96、99～101、104、114～124、129、130、132、133、135、138、140～144、147～155、159～162、164～169、175～179、183～185、188～190、192、202～206、208～210、213、215～222、224～228、230、233、245、246、250、252、253、261～263、268～280、288、293、295、298、301	92.13	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		57	1、28～30、32～40、42～45、47、48、50、53、55～71、73～84、86～89、91～96、101、102、104、107～119、121～129、131、135、138～144、150、157、158、174、175、206～211、213、233～235、237、238、240～251、256～258、260、261、267～295、297、300～308、312～318、320～324、333～342、344～351、356、357、364～379、385、386、388、390、391、397、401、403、404、407、408、411	73.25	
		58	全域	84.35	
		59	1～4、6、7、9～11、15～21、24～52、54～57、59～72、74～88、90～99、102～120、122、124、127～132、144～146、153、154、156、166～169	147.85	
		60	1～5、7～48、50～52、54～56、59～64、66～79、81～96、99～106、108～110、157～162	129.72	
		61	1～4、6～12、15～26、28、29、31～37、40～43、45、46、48、52～62、64、69、70、72、73、77～85、88～92、96、99～108、112～117、120～125、127、128、130～134、136、138～140、142～144、148、151～153、156～159、162、164～169、171～175、177、181、186～188、190～200、202～208、211～216、218、219、222～225、259、260、262、263、271、272、280、293～297	118.67	
		62	190	1.32	
		63	1～10、13～15、17、23、26、35、75、110、132、134～136、157、229～233	20.46	
		64	1、4、5、7、9、12、13、15～21、23、26、28～31、37～47、49、51～60、65～74、76～82、84～86、88、89、100、103～109、112～115、119、136、137、148、149、152、154、155、157～159、161、163、166、167、169、173、176、187～190、192、194、195、197、198、200～202、208、211、217、219、220、222、230、232、234、239、245、247～252、255、257～261、265～270、276、283、285、288、293、294、296、297、300～305、307～309、311	164.42	
		66	75、121、154	4.56	
		67	2、15、302	0.68	
		68	2～4、6、8、9、11、13、15、21、22、24、28～37、44～55、57～59、63、66、67、69、70、74、75、77、78、91～99、101～104	20.52	
		81	65、69、70、121、123	1.92	
		82	62、92	0.92	
		83	1～12、14～21、24、25、28、29、31～36、39、45、46、49～58、60～62、64～70、74、77、79、80、82、83	58.39	
		合計		1286.24	
複層林施 業を推進 すべき森 林	複層林施業を推 進すべき森林 (択伐によるも のを除く)	50	3～10、12、14～18、22	19.19	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を 維持する
		51	全域	35.54	
		55	8、56、57、74、75、102、168、190、196、197、202～214	5.72	
		56	31、105～108、195、200	4.87	
		57	155、214、215、217、380、381	2.28	
		59	8、12～14、53、73、89、100、101、121、123、125、126、133、155、161～164	11.12	
		60	6	5.24	
		61	86、87、201	2.72	
		63	12、113、115、225、226	6.49	
		84	3～5、8、10、11、13、15、16、18、20～24、32、34、35、40、42、43、48～50、52、54、55、57～59、64、66、68～76、89、90、98、116、117、119～124、129、132～134、138、140～143、145～150、155～159、162～165、191、192、197、198、204～209、213～217、221、222、226～228	50.34	
		100	1、5、8、14、16～19、26～28、30～34、38、39、41～44、46、48～51、53～58、60～63、65、68、70～74、79、81、85～88、90～94、96、98～102、104、106～111、114～117、120～123、125、126、132	80.89	
		合計		224.40	

		択伐による複層 林施業を推進す べき森林	3	1～3、5、9、17、18	6.16	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 伐採率：30％以下又は40％以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を 維持する
			9	59、60	0.16	
			26	2、20、27	2.2	
			27	1、2	0.52	
			32	1	0.2	
			47	3、14	1.24	
			48	17～19、25～29、32、33、96、101、115	14.36	
			50	1、2、11、13、19	4.52	
			52	84、86、87、134	2.48	
			53	113、118	10.45	
			54	63、83、129、136～139	22.12	
			55	1、55、81、83、85、98、99、103、106、215	10.72	
			56	1、97、98、102、103、110～112、156、193、194、 196、198、212、214、231、232、234～244、255～ 260、264～267、281、284～287、289～292、297、300	17.34	
			57	156、180、181、186～196、198、200、201、216、 231、254、382、383、395、414～417、419、420、504 ～511、513	39.99	
			59	22、23、58、134～143、165	17.44	
			61	5、247～251、253～255、257、258、261	11.88	
			66	149、277	5.31	
			68	100	0.28	
			69	41、84、157、167、174、209、210、222、227	2.76	
			75	140、145、149、154、158、311、317、329～331、 334、335	3.51	
			83	59	0.2	
			84	1、2、6、29、31、33、36、39、77、79、82、84～86、 91～93、95～97、104、105、118、127、128、131、 161、167、181～187、193～196、199～203、210～ 212、219、224、225	21.09	
			94	35、55～57、100	12	
			100	4、80、103、128～130	1.4	
			合計		208.33	
		特定広葉樹の育 成を行う森林施 業を推進すべき 森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積 を維持する
			合計		0.00	
独自ゾーニング	独自ゾーン			該当なし		
			合計		0.00	

（注1）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注2）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

（注3）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上

別表2－2 独自上乗せゾーン内森林における施業の方法

区 分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注４）	別表１ 木材等生産林のうち、簡易水道保全ゾーンの指定がある森林			皆伐面積：10ha以下

（注4）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。